

平成 27 年 12 月

江南市議会総務委員会会議録

12月9日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

---

平成27年12月9日〔水曜日〕午前9時00分開議

---

本日の会議に付した案件

議案第66号 江南市事務分掌条例の一部改正について

議案第67号 江南市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議案第68号 江南市市税条例の一部改正について

議案第69号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

のうち

総務部

の所管に属する事項

議案第77号 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道幹線管きょ布設工事中部汚水1号幹線（第10工区）請負契約の変更について

議案第83号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

危機管理室

市長政策室

会計管理者の補助組織

消防本部

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 継続費の補正のうち

（仮称）第6次総合計画策定事業

行政視察報告書について

---

出席委員（8名）

委員長	鈴木 貢 君	副委員長	伊藤 吉弘 君
委員	森 ケイ子 君	委員	福田 三千男 君
委員	古池 勝英 君	委員	稲山 明敏 君
委員	山 登志浩 君	委員	幅 章郎 君

欠席委員（0名）

委員外議員（1名）

議員 尾 関 昭 君

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	栗本 浩一 君	議事課長	高田 裕子 君
議事課主幹	今枝 直之 君	主任	梶浦 太志 君

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤田 和延 君
危機管理室長	小塚 昌宏 君
水道部長兼水道事業水道部長	鈴木 慎也 君
市長政策室長	片野 富男 君
総務部長	佐藤 和弥 君
消防長	丹羽 鉦貢 君
防災安全課長	山田 順一 君
地域協働課長	坪内 俊宣 君
地域協働課副主幹	浅野 武道 君
地域協働課副主幹	大矢 幸弘 君
秘書政策課長	松本 朋彦 君
秘書政策課主幹	河田 正広 君

秘書政策課副主幹	酒 井 博 久 君
秘書政策課主査	間 宮 徹 君
秘書政策課主査	八 橋 直 純 君
行政経営課長	村 瀬 正 臣 君
行政経営課主幹	平 松 幸 夫 君
行政経営課主査	梶 田 博 志 君
税務課長	石 黒 稔 通 君
税務課主幹	須 賀 博 昭 君
税務課副主幹	金 川 英 樹 君
税務課主査	栗 本 真由美 君
税務課主査	前 田 昌 彦 君
税務課主査	近 藤 祥 之 君
収納課長	村 田 いづみ 君
収納課主幹	稲 田 剛 君
収納課主査	長谷川 崇 君
収納課主査	横 井 貴 司 君
総務課長	古 田 義 幸 君
総務課主幹	茶 原 健 二 君
総務課副主幹	三 輪 崇 志 君
総務課主査	稲 波 克 純 君
総務課主査	横 山 敦 也 君
総務課主査	小 島 宏 征 君
会計管理者兼会計課長	大 倉 由美子 君
会計課副主幹	春日井 真由美 君

監査委員事務局長	岩	田	高	志	君	
総務予防課長	古	田	勝	己	君	
総務予防課統括幹	谷		宣	夫	君	
総務予防課主幹	高	島	勝	則	君	
総務予防課副主幹	岩	田	利	光	君	
総務予防課副主幹	尾	関	健	次	君	
消防署長	加	藤	靖	之	君	
東分署長	小	島	孝	修	君	
消防署主幹	長	谷	川	久	昇	君
消防署主幹	広	瀬	政	利	君	
消防署主幹	斉	木	寿	男	君	
消防署副主幹	上	田	修	司	君	
消防署副主幹	栢	本	忠	幸	君	
消防署副主幹	鈴	木	昌	樹	君	
消防署副主幹	山	本	進	悟	君	
消防署副主幹	黒	谷	高	夫	君	
消防署副主幹	森	山	和	人	君	
消防署副主幹	古	川	義	夫	君	
消防署副主幹	尾	関	茂	博	君	
消防署副主幹	坪	内		誠	君	
下水道課長	小	林	悟	司	君	
下水道課主幹	伊	藤	達	也	君	
下水道課副主幹	夫	馬	靖	幸	君	

○委員長 おはようございます。

ただいまから総務委員会を開会します。

きょうは、朝早くから各委員の皆様には御参集くださいます、まことにありがとうございます。暖冬とはいえ、まだまだ寒うございますので、本当に皆さんも風邪等あるかとは思いますが、気合いというか、緊張感を持ってきょうの委員会を開催してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、きょうは市長さんがお見えでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○市長 おはようございます。

去る11月26日に12月定例会が開催されまして以来、連日慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政伸展の上で重要な案件であります。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御決議をお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。委員長さんがおっしゃられましたように、気合いと緊張感を持って臨んでいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長 それでは、市長さんは委員会を退席されますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

それでは、本日の委員会の案件が終わりましたら、きょうは委員協議会を開催しますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の委員会の日程でございます。付されております議案第66号 江南市事務分掌条例の一部改正についてを初め6議案の審査を行いたいと思います。

では、これより議事に入りますが、審査の順序についてでございますけれども、実は議案第77号 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道幹線管きよ布設工事中部汚水1号幹線（第10工区）請負契約の変更についてを先に審査していきたいと思ひます。

この議案は、総務部総務課所管の案件ではございますけれども、契約の変更内容を総務課で質疑答弁を行うことが難しいことから、工事内容について答弁できる職員の出席を要請したいことについて議会運営委員会で協議されました結果、総務委員会、建設産業委員会の審査に支障がないよう両委員長で時間を調整し、当局に申し入れするという事と了承されました。事前に建設産業委員長と協議した結果、当委員会の開会時間が建設産業委員会の開会時間より30分早いことから、双方の円滑な委員会審査のため、先に審査を行うことといたしました。

なお、これ以外の議案につきましては付託順により行いますので、よろしくをお願いいたします。

委員会での発言につきましては、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑、答弁とも簡潔明瞭をお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただきまして、その間は退席していただいても結構でございます。

それでは審査に入りたいと思います。

---

**議案第77号 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道幹線管きょ布設工事中部汚水1号幹線（第10工区）請負契約の変更について**

○委員長 最初に、議案第77号 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道幹線管きょ布設工事中部汚水1号幹線（第10工区）請負契約の変更についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしくをお願いいたします。

○総務課長 議案第77号につきまして御説明申し上げますので、議案書102ページをお願いいたします。

平成27年議案第77号 社会資本整備総合交付金事業 公共下水道幹線管きょ布設工事中部汚水1号幹線（第10工区）請負契約の変更についてでござい

ます。

はねていただきまして、103ページに参考資料といたしまして仮変更契約書を掲載させていただいております。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

○森委員　本会議でも質疑があったわけですけれども、実際の変更がどういうふうに行われたのかということについてもうちよっと詳しく知りたいので、資料を出していただけないかなと思うんですけど、どうですか。

○委員長　資料があれば配付してください。

〔資料配付〕

○下水道課長　それでは、下水道課のほうからちょっと説明させていただきます。

図面のほうでございますが、まず1ページ、黄色でマーカーされている部分、マンホール13からM15、こちらが工事区間となっております、この区間延長は380メートルとなっております。

2ページ目のほうですが、こちらは推進機の図でございます。一番上に示しておりますのが横から見た掘進機の図面でございます。今回、ビット交換ということで、一番左、切削部となっておりますが、その前面に、その下の丸に描かれております黄色に塗られた部分、11個のビット、これが玉石を切削する部品でございます。今回これによりまして地盤改良工、薬液注入が要らなくなった要因となったものでございます。

次にその裏、これはクラッシャーランといたしまして、2ページ目の上の図で黄色で塗られた部分、これの拡大図となっております、これが損傷した部分でございます。

それから4ページ、5ページにつきましては、地盤改良工、止水工をするための薬液注入工の図でございます。

それでは1ページに戻っていただきまして、今回の工事の当初設計では、M14から上流M15へ155メートル、それからM14からM13が225メートルとなっております、工事区間は380メートルとなっております、まず当初設



計では、最初にM14から推進機をおろしましてM15へ向けて発進をいたしました。到達した段階でこれを引き揚げまして、その段階で先ほど申し上げました掘進機のクラッシャーラン部分が損傷しているということで、一旦工場へ持ち帰りまして、その部品を修理すると。その段階で……。ごめんなさい。当初設計では、まずM15に向かいまして、そこで引き揚げたものを再度M14におろしましてM13のほうへ向かうと。その途中で先ほど申し上げました地盤改良工を行って、ビットを交換する予定としておりました。また、M14にはマンホールを設置し埋め戻しを行うということでございまして、M15につきましては空洞のまま立て坑を存置いたしまして、覆工板をかぶせて終わるというのが当初設計でございました。

変更設計の段階では、M14からM15に到達した時点で掘進機を引き揚げました。その時点で、先ほど申し上げました掘進機の内部、クラッシャー部分が損傷しているということで、これを工場に一旦持ち帰りまして修理をするということになりましたが、その段階でビットを同時にかえたいということで、改めてM14からM13に向かう段階で225メートルしかありませんのでビット交換をする必要がなくなりまして、薬液注入工、地盤改良工が不要になったというものでございます。

そしてまたM15につきましては、次期工区で推進を予定おりましたが、これが汚水処理の10年概成ということで、開削工法に変えた。浅埋化に図ったということで、こちらのほうは推進工事を行わないということで、マンホールを1基設置し、埋め戻しを行ったということでございます。

それで、ビット交換による止水工が不要になったということで、こちらの減額につきましては約393万1,000円、そしてM15にマンホールを設置し埋め戻しによる費用が約64万6,000円増額ということでございまして、全体では328万5,360円の減となったものでございます。以上でございます。

○委員長　　今、御当局のほうから概要について御説明をいただきました。この件につきまして各委員さん、御意見ございましたらよろしくお願ひしたいと思います。

○森委員　　提案説明のところにある推進機の部品交換を行うための地盤改良工事の変更という部分が、今説明をされた、M14からM15に向けて推進工法

でやってきたと。これで、このスクリーンの部分が故障をしていて部品交換を行ったと。そのときに、本来ならどうということになるんですか。部品交換をやって、あわせてビットの交換もやったということですが、これの本来でいくと、修理もビット交換もやらないまま今度はM14からM13に向かって行けたと。行ったんだけど、逆に修理をやったためにどうなったんですか。

○下水道課長 M14からM15に向けて到達地点では155メートルということで、実際、ビットの交換の目安は300メートルでございます。ですから、一旦引き揚げたものをまた下流のほうでM14からM13に推すときには使えるといったものですが、クラッシャーが損傷したことによって新品にかえますよという業者さんの申し出がありましたので、その段階からM14では新品が入って13に推すわけですから、300メートル以内ということでビット交換が不要となったと。そのための地盤改良工が不要になったということでございます。

○森委員 逆に言うと、ビット交換をこの途中でやると、M14からM13に向けて300メートルということになると80メートルぐらいまだ残るわけで、この途中でやることになっていたわけですね。

○下水道課長 そのとおりでございます。

○森委員 それがやらなくなったことによって地盤改良工事が必要なくなったというのが、意味がよくわからない。

○下水道課長 地盤改良工というのは、薬液注入による止水工でございます。このビット交換というのは、道路下10メートルのところ地下でかえると。管内を伝ってかえるということですので、その止水工がなくなったと。つまり地盤改良がなくなりましたということです。

○森委員 人が中に入って交換をするというのが、これはすごい大変な作業だと思ふんですけど、管の中に入っていったその先端で交換をやるということで大変なことなんだけど、それをやらないで済んだことによって393万円が減額になったということですが、その前の全体の修理に出してそこで交換をやったというところについてのプラスはないのか。

○下水道課長 これはあくまでも業者のほうからの申し出でございますので、その分については見ておりません。

- 森委員　それは業者のほうの全体の契約の金額の中で済んでいるということですね。プラス要因にはならなかった。
- 下水道課長　そのとおりでございます。
- 森委員　マイナスの原因はわかったんですけど、減額となった理由というのが。もう1つの本会議でも問題になっていたプラスのほうの要因ですけど、2つのことがあるということですかね。M15の到達立て坑からさらに進んで、宮田中学校の方向へ進んでいくわけですけど、これも本来は推進工法でいく予定だったのが開削でやるようになったという、その辺の経過はどういうことか。
- 下水道課長　現在、江南市の場合は、下水道の未普及解消モデル都市として国といろんな協議を行っております。この中で10年概成、汚水処理の10年概成ですね、合併処理浄化槽も含めての10年概成という中で、なるべくコストをかけない方法で整備を進めるということでお話をしております。そういった中で、江南団地につきましては接続地点が5メートル以上下の部分での接続となりますので、そこはマンホールポンプでくみ上げて浅埋開削の本管に入れるといった工法に変えるということで進めておりますので、次期工区につきましては推進工法をやらずに、なるべくコストのかからない方法でやるということでございます。
- 森委員　現在、ここの部分というのは10メートルのところですよ。10メートル下を掘って推進工法でやってきた。今度は、この先は5メートルぐらいのところで行って、実際に江南団地の大きな沈殿のあそこがあるわけですけど、あの辺からつないでいくということか。
- 下水道課長　これはURさんともちょっと打ち合わせをしておりますけれど、今現在の計画でありますと、URの北西角が合併処理浄化槽が設置されております。その部分でいきますと5メートルぐらい、5メートル以上多分下になると思うんですけど、接続地点が。それですとかなり費用がかかるということで、陸橋のあるところから東へ折れてすぐ西の方向に向かうとその浄化槽があるんですけど、そこがURの土地であると。その部分に下水道本管を引かせていただいて、浄化槽に入る手前のところでマンホールポンプでくみ上げたいということで、ちょっとURさんと打ち合わせをしております。

す。ですので、今の段階では2ルートを検討しておる段階です。

- 森委員　それで、今回の場合は到達立て坑のところがこの一番下に変更したよということなんですけど、この図面をもう一度よく説明していただけますか。
- 下水道課長　何ページでございましょうか。
- 森委員　これがそうでしょう。
- 下水道課長　こちらは薬液注入の図を示しておるもので……。
- 森委員　ここじゃない。M15の地点の話じゃないの。M15の到達立て坑のところの話じゃないの、これって。
- 下水道課長　これは、ビット交換を行うための下流部での薬液注入の図面でございます。
- 森委員　そうしたら、この部分もですけど、今伺っているのは、15のところはどういうふうに変ったかをもう一度御説明いただきたいんですけど。
- 下水道課長　15の部分につきましては、土かぶり約10メートルぐらいのところには管が到達しております。その中で、最初の計画では、立て坑の中を埋め戻さずに、覆工板でかぶせて次期工区まで養生するといったのが当初の計画でございました。それが次期工区は開削でやるということでございますので、10メートルのところまでマンホールを設置して、埋め戻しをかけて、覆工板はかけないということでございます。
- 森委員　単に上にふたをするだけだったのが、工法の変更によって今言われたように変更したと。そのことによって64万円ですか、プラスになったということですか。
- 下水道課長　そのとおりでございます。
- 森委員　本会議で問題とされていたのは、そこの部分の工事というのは、本来は次の第11工区ということになるんですかね。
- 下水道課長　そのとおりでございます。
- 森委員　第11工区の仕事なので、今回の契約の中には、全く違う性質の契約になっていくんじゃないかということだったかと思うんです。その点はどうでしょうか。
- 総務課長　今の御質問ですが、設計変更になるかと思うんですけど、設計

変更につきましては、変更契約の手続のほうが、主な工作物の構造とか工法、位置、断面の変更、また新たな工種の追加等の重要な設計変更が生じた場合に遅延なく行うものとしておりまして、数量等の清算におきましては軽微な設計変更ということで、工事の施工後に変更契約、変更設計の方を行うことができるとしております。今のマンホールのほうなんですけど、第11工区のほうの設計はまだ入札も行われておりませんので、もともとのマンホールは第11工区の変更ということには当たらないと考えております。

○森委員　第11工区の工事に向けての実際には工法の変更があったわけですよ。第11工区に向けての工法の変更があったんだけど、このマンホールの変更についてはあくまでも第10工区の変更の中の問題だということですか。

○下水道課長　そのとおりでございます。

○森委員　ただ、金額的には六十何万の言われるように軽微な変更ということになるかと思うんですけど、内容としては次の第11工区をどうするかということに向けての逆に言うと大きな変更なんですよ。だから、その辺のところについて、議会との関係で、この金額について改めて議会を開いて認めるか認めないかということの議論をする前に、こういう工法に変更していきたいということについては事前に何らかの形で報告がされるべきじゃないのかなと思うんですけど、その辺は今後の問題としてどうなのか。

この提案理由の説明だけでいきますと、あくまでも今の工事の中で変更があったよということなわけですけども、実際には単なるマイナスではなくて、次の事業に向けての変更も行われていたということでもありますので、その辺のところちょっと課題としてあるんじゃないのかなと。実際には、次の工法が大きく変更されることによって、かなり費用が安くなるだろうと、次の第11工区についてはね。推進じゃなくて開削でいくということですから安くできるんだろうなというふうには思うんですけど。だから、いろいろ工夫、検討してこういうことがされてきたということなわけですけども、その辺の関係で、当局のほうでこの件について今後の問題をどうされるかということをお聞きしたいんですけど。

○下水道課長　今回の件につきましては、減額ということで、国庫を返納す

るといのはちょっと避けたいということでそういった工法に及んだわけですが、マンホール1基の追加につきましては、先ほど古田課長が申しましたとおり、工種の追加ではないということで国とか県のほうには了承いただいておりますが、今後につきましては委員協議会のほうにかけていくような形で、変更内容に応じて委員協議会のほうに報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

- 委員長　　質疑の途中ですが、実は9時半から建設産業委員会が開会になりますので、どうしてもそれ以外の技術的なことについてあれば聞いていただいて、ほかの委員さんも含めて。もしなければ、あとは契約の関係ということだけの話に進めていきたいと思っております。まとめさせてもらいたいんですが、よろしいですか、ほかの委員さん。今、森委員さんのほうからあらまし工法の変更についての質問があったわけですが、よろしいですか、ほかの委員さん。今、森委員さんのほうからあらまし工法の変更についての質問があったわけですが、よろしいですか、ほかの委員さん。
- 幅委員　　途中でビットを交換してということで減額の390万円ぐらいですか、というのは、門外漢なもんですから、当初からそういう予定であれば、390万円自体、当初から削減できていたんじゃないかなと思うんですけど、当初からそういうふうに予定をすることというのはできなかったのか。
- 下水道課長　　これはあくまでもM14からM15に推した段階、ここに到達した段階、引き揚げた段階でその損傷が発覚したと。これによってビットが新品にかわって、再度、仮に推したわけですので、当初の段階ではわからないということになります。
- 幅委員　　ただ、この区画でいくと、途中でかえないといけないというのはもうわかっているわけですね。それをいつの段階でかえるかという問題で、要は155メートルでかえるのか、200メートルぐらいでかえるのか、300メートルでかえるのか、いずれにしてもこの区画を全部1つのビットでできるわけではないんですよね。ということは、途中でどこかでかえないといけないということは当初から予定をされていたということで、当初からこういう工法、工事でやるよというふうに予定をしていけば、もともと390万円は要らなかったんじゃないのかなと思うんですけど、そういうことではないんですかね。
- 下水道課長　　ビット交換というのは、300メートルでかえるということは

日本推進技術協会のほうで決められておりますので、その基準に従って設計を組んだということでございますので、当初は必要であったと考えております。

○幅委員　結局かえているんですね、今回も。どっちにしても1回かえるわけですね、予定どおりでも今回でも。だから同じ1回なのに、なぜ390万円差が出るのかということなんです。2回かえたからプラマイしたというならわかるんですけど、同じ1回ずつなのになぜ390万円の差が出るか。

○下水道課長　ビット交換につきましては、これはメートル当たりの損料で計算しております。ですので、最初の到達15でかえてしまうと、これをうちがかえてくださいという場合には、残りの145メートルの部分のうちが責任を持って費用を出すという形になりますので、あくまでもこの下流で薬液注入を打ってかえるほうが効率的にはいいということでございます。

○委員長　ほかによろしかったですか、技術的な工法のことについて。

〔挙手する者なし〕

○委員長　じゃあ、水道部の課長さん含めまして本当にありがとうございました。

お諮りしたいんですが、今、皆様のお手元に資料を配付させていただきました。これは委員会の中でとめ置く資料にするのか、あるいは議場に配付すべきかということについて、逆に変に議場へ配付して何だということではいけませんし、そのことについてちょっと皆さんにお諮りしたいんですが、総務委員会のあくまでも資料ということで、そういう格好で取り扱わせていただいてよろしいですか。いずれにしても、この総務委員会の中でとめ置くということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

じゃあ、余り混乱させることを言っても恐縮でございますので、審議を進めてまいりたいと思います。

今、下水道課のほうから今回の変更、また技術的な面での説明をお聞きしましたので、今度は契約、総務のほうにかかわるところのことについて審議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そのことにつきまして何か委員さんの意見、気づきがございましたら。

○幅委員　先ほど森さんもおっしゃって見えんですけど、理屈としては、

第10工区、第11工区の契約にかかわる問題ということで、一般的には理解できるんですけど、ただ、役所の論理として、要は何にもないものの工事を何もないからその前の部分でやるよという理屈が通るのかなというか、逆に言えばそれが役所の理屈なのかなという点と、次の第11工区の契約に対して何らかの影響というか、言ってしまうと第10工区と同じ業者にしないとふぐあいが出るというか、そういう危険性というか、そういうものに対して懸念はないのかなという点についてちょっと教えてください。

○総務課長　今のマンホールの追加のお話なんですけど、こちらのほうは、先ほどもちょっとお話ししたんですけど、重要な変更というものがございまして、構造、工法、位置、断面の変更、新たな工種の追加などにつきましては重要な変更と考えております。今回なんですけど、マンホール1基追加したわけですが、もともとマンホール工という工種がございまして、そのマンホール工の工種を追加したのではなく、マンホール工の工種の中のマンホールを1基から2基に数量の変更ということにしてしておりますので、こちらについては軽微な変更として考えております。ですから、工事施工後に変更の設計のほうをできることとしておりますので問題ないかと思っております。

それからもう1つの第11工区のほうの影響でございまして、今回、先にマンホールを設置したということになるんですけど、それについては今後の入札、設計のほうには影響はないと思っております。

○森委員　いわゆる立て坑のまま埋め戻すはずだったのが、その中につくったという、それがふえたという意味。わかりました。

それで、その契約変更の時期ですけど、本会議のときにもう既に7月の時点でこの工事は終わっていたということなんですけど、この契約書を見ると10月20日になっていきますよね。この辺の関係はどういうことなんでしょうか。契約変更は実質的にはいつ行われたのかと、協議が。

○総務課長　実質的な契約のほうにつきましては、こちらの仮変更契約書に記載されております10月20日に仮契約のほうは締結しております。それ以前に下水道課と請負業者のほうが内容について協議しまして、設計を変更して10月20日に契約したということになっております。

○森委員　その場合、総務課のほう、いわゆる契約をチェックする総務課の



ほうは、どこの時点でこれを把握してその変更を認めているのかと。全部終わった後でやるということになると、本来ならこうやるべきだったのにしようがないねという話になってきちゃうわけですよ。事後承認みたいになっちゃうわけで、実質的に変更が行われるその時点で総務課のほうはチェックが入るんですか、契約担当の側から。10月20日までは現場に全部お任せなんですか。

○総務課長 重要な変更につきましてはその都度協議しておりますので、変更契約を交わしていくこともあります。今回につきましてはマンホール1基追加ということで、軽微な変更でしたので、総務課のほうには最終的に来て、そこでチェックをしております。軽微な変更として扱っております。

○森委員 それが軽微な変更かそうでないかの判断は、本来なら総務課がやるんじゃないのか。現場がどんどん先行してやっていってしまっ、後づけになっちゃうということになるんじゃないのか、今のやり方では。

○総務課長 各工種の数量の今回清算ということになりますので、言い方は悪いんですけど、出来高清算ということになるかと思えます。例えば側溝工事なんかですと、100メートルやるところを、現場をはかりましたら99メートル、101メートルとなることは多々あるかと思うんですが、そういったときにおきまして全て総務課に確認をとって現場のほうが進んでおるわけでありませぬので、そちらについては各担当課の監督員の責任のもとで工事のほうは進めております。

○森委員 あくまでもそれはマンホールが、いわゆる立て坑で埋め戻しするのか、次の工法に向けて新たなマンホールをつくっているかという、そのマンホールがふえたか、ふえないかの違いだけですよということなわけですね。

もう1点は、工法が変更になって三百何十万の減額になりました。これについては、たまたま故障が起きて、工場へ持って行ってそこでビットの交換もやっちゃったということなわけですけど、これは逆に言うと、三百何十万の変更ですけど、金額的にもかなり大きいわけですけど、ここの部分の変更については減額だから特に相談はないということになるんでしょうか。

○総務課長 まずマンホール1基につきましては、例えばマンホール工という工種がなかった場合ですと、マンホール工という工種を1個つくりまして

マンホール1基設置することになりますので、そういった場合は重要なものと考えております。今回は、先ほどもお話ししましたが、マンホール工という工種がございましたので、数量の変更として考えております。

それからもう1点が、こちらのほうにつきましては重要な内容変更ということで、予算の増額の補正、予算の増額があれば当然補正予算にかかわってきますので、また議案のほうに上がってくるかと思いますが、予算の増額補正については重要な変更として考えております。先ほど森委員さんおっしゃられたように、減額でしたので、そちらについては重要な変更としては考えておりません。

○森委員 それについても事前の協議はなしということですか。

○総務課長 今回につきまして事前の協議はございませんでした。

○森委員 ちょっとその辺のところは私もよくわかりませんが、できればそういうことについて、現場がだーっと先行してしまうというのを防ぐためには必要なところで、そういう変更がある場合の協議というのはやっておくべきなんじゃないのかなと思います。

○委員長 今、森さんのほうから一定の質問がされましたけど、ほかの委員さん、よろしかったでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前9時45分 休 憩

午前9時45分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第77号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 議案第66号 江南市事務分掌条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第66号 江南市事務分掌条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書政策課長 それでは、議案書の7ページをお願いいたします。

江南市事務分掌条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、8ページには改正する条例（案）を、次の9ページから10ページには参考として新旧対照表を、次の11ページには江南市組織一覧の新旧対照表を掲げております。

続きまして、別冊の平成27年江南市議会12月定例会議案参考資料をお願いいたします。

参考資料の1ページから4ページには、江南市事務分掌規則の一部を改正する規則（案）の新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

○森委員 農政課を新たにつくるということなわけですが、現在、実際に担当している職員が何人で、これから新たに課を起こしていくということになると何人になるのか。同じく地方創生推進課についても、現在の地域協働課から地方創生推進課にかかわることによって、人がどういうふうにかわっていくのでしょうか。

○秘書政策課長 現行の人員は後ほど答弁させていただきますけど、来年度の新体制において人数の増員を図るところでございまして、農政部門については現在の農政担当がそのままでございますが、商工観光課のほうは、企業立地のほうをさらに推進していくという意味もございまして、1名の増員を予定しております。あと地方創生推進課につきましても、新たな地方創生推進の事業が入ります関係上、あとシティプロモーションの推進もございまして、そのあたりを含めて1名の増員を図るところでございまして、

それと産業振興課ですけど、今は課長と主幹が1名ずつおりまして、あと

商工振興のほうでリーダー以下7名おりまして、農政のほうで8名ということで、現在は全部で17名おります。課が分かれることによりまして、現在、課長1名の単独主幹でございますが、課の人数が少数になるものでございますので、単独主幹ではなく、主幹を置くとしてもリーダーとの兼務主幹という形になりますので、現在の1課長1主幹がそれぞれ1人ずつの課長になりまして、単独主幹はなしになります。

したがいまして、商工観光課が9名、農政課が9名の人員で来年度は予定しておるところでございます。

○森委員　それぞれ課長も含めて9・9。

○秘書政策課長　課長を含めて9名ずつの体制になります。

○森委員　そうすると、現在の産業振興課の17名が、2つの課に分かれて18名になるということですか。

○秘書政策課長　はい、そうでございます。

○森委員　地域協働課は今は何人で1名増員ということですか。

○秘書政策課長　地域協働課ですけど、現在は6名の体制でおりますが、実は7名の予定でおったんですが、1名現在欠員の状態でございますが、したがいまして来年度はこの欠員補充と1名増を含めまして8人の体制で行う予定でおります。

○稲山委員　先ほどの商工観光課と農政課の分かれですけれど、商工観光課に今度、企業立地のため1名増員するといったお話でありましたけれど、企業誘致のプロジェクトチームというか、そんなようなものをつくっていくというようなお話があったかと思うんですけど、中の職員の体制というのは、商工観光課の中で、企業立地で1名を増員した中で、この9名のうち専属というか、そういった企業誘致に対する職員というのはどういった対応というか体制になるのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○秘書政策課長　専属の体制としては、産業立地推進グループがございまして、そこのリーダーと下の職員ということで2名が専属になります。あと今おっしゃられましたプロジェクトの関係は、全庁、事務局は産業観光課が行っておりますが、現在も既に立ち上がっておるところでございますが、うちの秘書政策課とか、行政経営課とか、そういったところも含めて全庁的に

横断的な体制をつくって、現在のところ企業立地の具体的な優遇策とか、そういうあたりも含めて今検討しているところで、実際的には来年度動いていくかと思っております。

○稲山委員　いろいろやってもらえているようなお話の中であつたんですけど、本当にこの企業誘致というか、そういうことをやろうとする市町を見ていると、1つの企業誘致とした課というか、プロジェクトチームというか、そういったリーダーというか、そういった一つのまとまったところで本当に真剣になってやっておる市町というのが多いと思うんですけど、今のお話ですと、お2人が専属みたいな形でやられて、あとは兼務といったお話の中で、中途半端、企業誘致だとか企業立地だとか言っておる割には、本腰を入れてやる気があるのかなという気がするんですけど、こうやって分かれるなら、本来は農政課、企業誘致、きちんとした課、まあ課までいかななくてもいいですけど、きちんと4名なら4名といった、プロジェクトの何とか室ではないですけど、そういったものをやっぱりきちんと立ち上げてやっていくのが本筋であって、表向きだけやっておるよというような雰囲気かと思われまので、その辺、今後よく職員の対応、体制を見て考えていただければありがたいかなと思っております。以上です。

○秘書政策課長　企業誘致につきましては、今年度、計画づくりから始まりまして、いよいよ来年度動いていくわけでございますが、そういった中で、事務量等も勘案いたしまして、必要であれば、おっしゃるとおり一つの組織をつくるか、そういったことも考えられると思っておりますので、また来年度以降、現課と調整の中で考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長　ほかに委員さん、御質疑ありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　それでは、質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前9時57分　休　憩

午前9時57分　開　議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第66号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**議案第67号 江南市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等  
に関する条例の一部改正について**

○委員長 続いて、議案第67号 江南市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしく願いいたします。

○秘書政策課長 それでは、議案書の12ページをお願いいたします。

江南市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、13ページから17ページには江南市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（案）を、18ページから23ページには参考として新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

○森委員 やっぱりわからないんですけど、新旧対照表を見るといろいろ、例えば18ページ、割合が0.73とか0.75とかって変わるよとかいうのがだーっと出ていて、どれがどうなのかさっぱりわからないんですけど、この数字はどういうものなのかをちょっと教えてください。

○秘書政策課長 この新旧対照表の率のほうでございしますが、実は新と旧の順序が変わっているだけでございまして、率については変わってございませんので、例えば18ページの一番最初に、0.73を乗じるのが厚生年金保険法によるというところがございしますが、こちらが旧のほうでいきますと、19ペー

ジの中段以降に、またここも厚生年金保険法ということで、ここも0.73と書いてありますけど、こういうように順序立てが、これまで旧条例のほうは国民年金法から入っておったのが、厚生年金に一元化されるというところもございまして、厚生年金をまず頭に出してという形に並びかえ、それで国民年金が最後に入ってくるということでございます。

○森委員　　そうするともう1つわからないのは、厚生年金のほうの一元化によって、我々が受け取るというか、公務災害が起きた場合に、今とこれからとどういうふうになるんですか。内払いとかいう。

○秘書政策課長　　実質的には変わってはおりません。共済年金でいただいていたものが厚生年金のほうから入るということで、金額的に変わるというものではございません。あと、内払いとかいうお話の関係でございしますが、こちらが平成27年10月1日より施行されて厚生年金に一元化があったわけですが、その日より以前に起こった公務災害補償等については、この施行日以降も引き続いておられる場合は、新たにその方に新条例で払うのではなく、旧条例で払っているものは既に払ったという中で、それに加えて、それ以降に係る必要なものについては新条例のほうで適用するというところでございます。

○幅委員　　保険料というのはどういうふうに徴収されているんですか、我々の場合は。

○秘書政策課長　　公務災害補償に関する保険料というものはいただいておりません。通常の議員さん方ですと、報酬に対しまして現在ですと厚生年金の保険料が一定の率で掛かっているかと思えます。

〔発言する者あり〕

○秘書政策課長　　済みません、訂正させていただきます。

議員さんの別のお仕事の関係もございしますので、国民年金の方とか厚生年金の方、それぞれの適用される部分での減額かと思っております。

○委員長　　ほかに質疑ございませんですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時03分 休憩

午前10時03分 開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第68号 江南市市税条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第68号 江南市市税条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○収納課長 それでは、議案書の24ページをお願いいたします。

江南市市税条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、25ページには改正する条例（案）を掲げてございます。また、30ページからは参考といたしまして新旧対照表を、参考資料で、平成27年江南市議会12月定例会議案参考資料の5ページには市税条例改正（案）の概要を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

○稲山委員 文字の説明で申しわけないですけど、30ページの第10条第1項の下から3番目ぐらいかね、財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付しという、この「他の事情からみて合理的かつ妥当なもの」というのはどういう意味なのかちょっとわからないんですけど、済みません。さっぱり何を言っておるのかあんまりわからないもので、申しわけないんですけど、具体的をお願いしたいと。



- 収納課長　　わかりにくい表現ですが、地方税法第15条第3項にそのような内容が書いてありますが、国税においても同様に「合理的かつ妥当なものに分割して」という文章がありますが、これは国税通則法基本通達の中に猶予期間内の各月において納付することができる金額という規定がございますので、毎月というか、そのことを指しております。月ごとに分割してと。
- 森委員　　同じ関連の、今のちょうど答弁なんですけど、第10条の関係なんですけど、いただいた条例改正案の概要では、分割納付について太字で「原則毎月の分割納付」というふうに書いてあります。ただ、この第10条を読む限りは「毎月」というあれは出てこないんですよ。今ちょうど読まれた国税通則法の関係でそういう文章が出たようなんですけど、条例では少なくとも毎月ということは書いてないんです。概要書によると毎月の分割納付というふうにあるものですから。
- 収納課長　　委員がおっしゃるように条例には書いてないんですけれど、今説明させていただいたものを基準として、毎月納付という形を適用させていただきます。
- 森委員　　それから、一番大きな変更は申請による換価の猶予というものが新設をされたということで、これは第13条ですね、申請による換価の猶予の申請手続等というふうに書いてあって、法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は6月とするということなんですけど、法第15条の6というのは、当該地方公共団体の徴収金の納期限から、当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その納付し、または納入すべき地方団体の徴収金につき、滞納処分による財産の換価を猶予することができるというところにある。この1年以内の期間を限りということで、江南市の場合はそれがここにある6カ月ということでしょうか。
- 収納課長　　本会議の東議員さんの説明と同じになりますが、換価の猶予の申請期間は、納期限から6カ月以内に申請をしていただくという形になります。
- 森委員　　ですので、本法は1年というふうに書いてあるけど、江南市としては6カ月以内に申請をしてくださいよと。
- 収納課長　　申請の期間が納期限から6カ月以内にしていただくということ

で、納付に関しては1年6カ月という形になっております。

- 森委員 根本的にわからないのは、納期限から6カ月ということだと、実際には、その最初の分割納付だとかいうことで、納税相談をまだ受けている最中ですよ、実際には。差し押さえだとか、そんな段階じゃないと思うんですよ、納期限から6カ月といたら。4月に納めなきゃいけないあれが10月にはもう差し押さえをするかもしれんと、だから換価の猶予の申請をするということでしょう。そんな段階じゃないと思うんです。

それで私はよくわからないのは、本法の第15条の2項のところで、地方団体の長は、納税者または特別徴収義務者につき、当該地方団体に係る地方団体の徴収金の法定納期限から1年を経過した日以降に、その納付し、または納入すべき額が確定した場合において、その納付し、または納入すべき当該地方団体の徴収金を一時に納付し、または納入することができない理由があると認めるときは、その納付し、または納入することができないと認められる金額を限度として、その当該地方団体の徴収金の納期限にされたその者の申請に基づき、納期限から1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

1年を経過した以降に納付すべき、本来なら1年前に納付しなきゃいけないお金についてどうするかということだと思うんですけど、結局は半年前に換価の猶予の申請をしてくださいよと。すごい矛盾した法律だし、条例だと思うんですけど、本来、差し押さえだとか、そういうような話というのは大体1年過ぎてからの話じゃないんですか。

- 収納課主幹 申請による換価の猶予につきましては、非常にわかりにくいと思われるところでございますけれど、申請による換価の猶予につきましては、先ほどから出ておりますように、納期限から6カ月以内に申請がされないといけない。当然、それ以前にあるものについては対象としていないもので、委員さんがおっしゃられるように、差し押さえされそうになるとか、そういう以前の問題で、新たに今回、納められそうにないというふうに見込まれた方が納期限を過ぎて6カ月以内に申請することができるという意味でございます。実際に申請がございまして猶予が認定されますと、認定された日から猶予された金額を最大1年以内に分割して納付することができるという

ようなものでございます。

- 森委員 税金の場合、いろんな税金があって、大体滞納する人というのは、市税なら市税だけではなくて、市税も払えなければ国保も払えないと。そうすると、みんなそれぞれ納期限が違うんだけど、その都度申請をしなきゃいけないということになるんですか。
- 収納課主幹 そのとおりでございまして、複数の税がございす場合には、当然、繰り返しになってしまうんですけど、幾つかある税のうち、納期限が過ぎたもののうち、期限から6カ月以内のものに関してのみ御申請がいただけるということでございますので、お願いいたします。
- 森委員 実際には実態に合わない条例なんじゃないのかなと思えてしょうがないんですけど、今、収納課は、滞納が出ましたという人については、実際にはどういう手続で督促やら納めていただく努力をしているんでしょうか。
- 収納課長 未納が発生した場合には催告状等を、日にちが決まっておりますが、お送りしまして納付を促しております。また、納税相談も随時行っておりますので、その都度御相談に応じて、実際、今も実質的な分納というものはございますので、お一人一人の状況に合うような相談をして、こちらもできる限りの対応をさせていただいております。
- 森委員 ですので、言ってみれば原則毎月の分割納付ということの協議、本人さんとの約束事をされていると思うんですよね。何とか納めていただくように努力がされていると思うんですけど、実際に差し押さえだとか、そういう強制的に徴収をする件数というのは、この前、決算でちょっとやったと思うんですけど、実質何件ぐらいですか。
- 収納課長 平成26年度は、債権ですので、給与とか預金とか生命保険の差し押さえで548件を実施しております。
- 森委員 この中で、例えば本人さんから事前に猶予の申請をしてもらってというようなことができるんでしょうかね。差し押さえを実際にやっているのは、そんな悠長なことではなくて、分納の約束をしたけどなかなか払ってくれないと、実際にはもう3年も4年も滞納になってしまっって、最終的にこういう形になるんじゃないの。
- 収納課長 委員のおっしゃるとおりでございす。

○森委員　もともと職権による換価の猶予、こういうようなことはやられてきているわけで、新たに今回は本人さんが申請するということですが、これはちょっと実態と合わないんじゃないかと思えて仕方がない。

○総務部長　今、森委員さんから実態に合わないという御指摘があって、実はこれ、同じように、東議員からも議案質疑をお受けする中で同じような意見をいただきました。

今回こういったことができたのは、もともと換価の猶予という制度はありました。ありましたが、くれぐれも今回は本人の申請によるものがなかったものを新たに加えたというのが1点なんですけど、もとを正しますと、やはり国税がもととなっております。国税というのは皆さん御承知のとおり、例えば極端な話、国民健康保険税のように、年に数回にわたって納期があるようなものは非常に少のうございます。年に1回とか数回ぐらいのもの、こういったときに、当然、今、森委員さんおっしゃったように、ふだんから納税相談をしなければなかなか納税いただけないような方というのは、もちろん今回の申請による換価の猶予にはまず対象になってこないものと思っております。

どういったものが該当するかといいますと、具体的な例で言いますと、今まで滞納していないような人で、会社経営などをして例えば取引先が不渡りを起こしたと。それで、本来予定しておったものがたまたま来ないとか、こういったものがもしかすると該当するんじゃないかなということで、ごくまれなケース。今までもですけども、収納担当としては、当然、滞納として扱っていくと、本会議の中でも出ましたように、非常に高額な延滞金が出てまいります。これが換価の猶予ということになれば1.8%ということですので、過去にもこういう申請ではなく、職権による換価の猶予というものは、当然、納税相談に応じる中で収納担当もしっかり注視してやってきておりますので、私どももそういった理解でおりますので、これからも納税相談に応じる場合には、なかなかこういったことをお気づきにならない方も多いですけども、その人の状況状況でしっかり判断して、こういう制度を有効に使える場合はしっかりと説明をして対応してまいりますので、お願いしたいと思います。

○森委員　　そういうことですね。本当に払いたくても払えないけれども、一定の期間過ぎれば例えばこういうお金が入ってくる予定があるとか、あるいは一定の土地の処分をやればこの金が払えるとか、そういうめどがあつてという人たちが、少し待つてほしいというようなことで、みずからも申請ができるようになるということですね。そのためにこういう制度が新設をされるということで、今部長さんが言われたように、延滞金などが非常に考慮されるということで、大いにこれも活用していただくと、納税相談の折には。わかりました。

○委員長　　ほかにこの議案につきましての質疑はございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時26分　　休　憩

午前10時26分　　開　議

○委員長　　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時27分　　休　憩

午前10時41分　　開　議

○委員長　　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

---

議案第69号　江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

のうち  
総務部  
の所管に属する事項

○委員長 続いて、議案第69号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例の一部改正についてのうち、総務部の所管に属する事項を議題といたします。

それでは、当局からの補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○総務課長 議案第69号について御説明申し上げますので、議案書の38ページをお願いいたします。

平成27年議案第69号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、条例（案）を掲げております。

上段をごらんください。第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改めるものでございます。

参考といたしまして、47ページには新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○税務課長 続きまして、議案書の44ページをお願いいたします。

下から4行目の後半に掲げております同表の35の項中「又は」を「、」に改め、「支給に関する情報」の次に「、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は法定外生活保護関係情報」を加えるものでございます。

参考といたしまして、62ページをお願いいたします。

62ページには新旧対照表の新を掲げておりますが、該当する箇所は下段の35の項、執行機関は市長でございます。地方税の賦課徴収に関する事務に、右側63ページの上段にあります、中国残留邦人等で支援を受ける方及び外国人で生活保護に準ずる措置を受ける方に関する情報を、庁内で事務を連携するために追加するものでございます。

74ページには旧を掲げております。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 委員長　　今、御説明を御当局から受けました。今回、総務課、税務課、関連した内容でございますので、並んで着座して分けて説明をさしあげましたけれども、質疑についてもこうした格好で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

では、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

- 森委員　　62ページですけど、中国残留邦人等支援給付費等関係情報または法定外生活保護関係情報というふうにあるわけですけど、内容を説明してください。

- 税務課長　　まず初めに、別表2の35の項は、地方税法等の賦課徴収に関する事務におきまして、特定個人情報を市役所内で情報連係するために規定したもので、今回の改正につきましては、生活保護法関係情報に関係するところの追加でございます。

その詳細につきましては、議案質疑の中でも健康福祉部長のほうから答弁がありましたけど、厚生労働省から留意事項の通知があったことなどから、外国人で生活保護に準じた措置を受ける方、または中国残留邦人等であることで支援を受けている方は最初に書いてあります生活保護関係情報の中には含まれないということで、特定個人情報を市役所内の庁内で連係するには、別表2において改めて条例化することが必要であることが、健康福祉部より情報提供を税務課のほうで受けましたので、今回追加したものです。

- 森委員　　この議案と直接は関係ないかもしれないんですけど、実際に10月5日から通知カードが送られてきて、全国的にはなかなか、まだ届かないとか届いたとか、漏れがあったとか、いろんなことが報道されているんですけど、江南市の現在の状況というのはどうなんでしょうか。もう全部一応届いた、それから逆に1週間か2週間のとめ置き期間を除いて市のほうへ戻ってきたのもあると思うんですけど、その辺の状況ってわかりますか。

- 総務課長　　そちらのほうについては市民サービス課の所管になりますので、申しわけありませんけど、詳細についてはわかりかねます。

- 山委員　　今、森さんが質疑をされた62ページと63ページのところの生活保護の関係の情報ということですけども、提案理由の説明にもありましたが、

本会議の議案質疑でもありましたけども、国の法律の一部改正等に伴い所要の整備を図るということですが、今おっしゃられた生活保護、外国人、中国残留孤児の問題というのは、これは市の独自の判断ということですか。国の法改正ではないんですね。市として独自に判断されたんですか。

○税務課長　市の独自の判断ではなくて、以前から外国人の方は生活保護に準ずる措置をとられていたということと、あと中国残留邦人の方については、生活保護の中に規定はされていたんですが、平成20年のときにそこから外されて、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律のほうによる支援となったということで、この方たちに対して情報関係をしようと思うと、生活保護関係情報一つでは賄い切れないということで、今回ここに条例を上げたということです。

○山委員　ほかの自治体も同様の対応をとるかもしれませんが、これはあくまでも市の判断ということですか。

○税務課長　この情報関係する場合というか場所、別表2のところは市の判断でやっております。

○山委員　今、森さんも質疑されましたけども、マイナンバーがまだ届いてない方、受け取れない方とかも多分少なからずいらっしゃると思いますし、マイナンバーの配達だとか、いろんな取り扱いをめぐって問題も各地で起きておりますし、この条例の改正についても、まだ本格的にマイナンバーの運用が始まる前に、9月に条例をつくったばかりでまた今回、運用の前に改正ということで、中央省庁も自治体もかなり混乱しているし、大変な状況だと思うんですけども、市民の立場からするとマイナンバーを受け取ったというぐらいで、受け取ってこういうのが始まるんだという認識は持つようになったと思うんですけど、自分の個人情報、たとえ自分が手続が省けたり楽になったりという面はあるにせよ、自分の個人情報が役所の内部でいろんなものに使われるわけですね、事務に。そういう認識はほとんど多分されていないと思うんですけども、これについては市民に対しては、市民が即座に理解できるかどうかは別として、自治体、役所の姿勢として、きちんとかいこうことをやるということをお示ししていかないけないと思うんですけども、この



点はどうお考えでしょうか。

- 総務課長 市民の方への周知の方法とかいう形になると思うんですが、こちらにつきましては8月の広報で、マイナンバー制度の概要とか、カードのイメージとか、そういったものをお知らせしております、一定の周知のほうはさせていただいていると考えております。8月号にもお載せしておりますし、12月号のほうにも掲載させていただいております。
- 山委員 そうすると、今回こういう新たな改正で追加していくわけですね。それもまたどこかのタイミングでお知らせすることになるんでしょうか。
- 総務課長 内容については直接市民の方には、関係ないということはないと思うんですが、大きな変更というのでもございませんので、今のところは考えておりません。
- 山委員 御答弁ありましたように、多くの市民の方にとっては、マイナンバーが手元に届いたけれども、当分の間それを使うことは余りないということですか。役所の中の事務の都合で、市民にとってはそう別に、マイナンバーを使う機会が出てくるということは当分の間はないということですか。
- 税務課長 9月の条例でこの委員会でもお話をさせていただいたんですけど、市税に関する減免に来ていただくときにはマイナンバーを書いていただく、行かない、書かないとか、いろいろ話がありましたので、そういったことはございますので、ただ、必ずしも要するというものがどこまで及ぶかはちょっとわからないですけど。
- 総務部長 今、山委員からの御質問の中で、どのように私たちが活用していくのかということも含めて、市民の皆さんがどのようにこれを使っていくかに関しては、私も11月にマイナンバーの通知を受け取ったばかりで、一番最初に何に使うかという、私たちが一番最初に求められたのは、秘書政策課のほうから、年末調整で扶養控除申告書を出すときに、来年の分の扶養控除にはマイナンバーが要するというので、そのコピーをつけて事業所へ出すとか、こういったことは多分ほかの事業所も一緒のことです。まず最初にその用途があるのかなというのは思いました。これはもちろん議員の皆さんも一緒だと思います。

ただ、これから1月以降に今度はカードの発行とか、こういったことが始

まってまいりますので、次に市民の皆さんがアクションを起こすのはそういったことじゃないかなと。それと並行して、今、石黒課長が言いましたように、いろんな市の手続にもこの番号を活用していくということになってきますので、その辺のところでは番号の提示を求めたりといったことが出てきます。あとは、じゃあ江南市としての独自利用はということになるんですけども、それにつきましてはまだこれからの検討材料ということになっておりますので、お願いしたいと思います。

○森委員 送付については市民サービス課ということだったんですけど、相談を受ける番号が書いてあって、相談窓口というのはこちらですか。

○総務課長 内容によって市民サービス課になったり総務課になったり、ほかの課になるかもしれません。内容によると思います。

○森委員 総務課のほうで今相談が何件か来ているということはある、そういうのは課内で記録していかなきゃいけないと思うんだけど。

○総務課長 今のところ総務課のほうにはそういった御相談は市民の方から届いておりません。

○森委員 どっちかというのと市民サービス課のほうが受けているということになるんですね。

○総務課長 その辺はちょっと市民サービス課のほうから聞いておりませんので、わかりかねます。

○委員長 ほかに御質疑ございませんですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休 憩

午前10時58分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

挙手による採決ということで、議案第69号を挙手により採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第83号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入歳出

危機管理室

市長政策室

会計管理者の補助組織

消防本部

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 継続費の補正のうち

（仮称）第6次総合計画策定事業

○委員長 続いて、議案第83号 平成27年度江南市一般会計補正予算（第3号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入歳出、危機管理室、市長政策室、会計管理者の補助組織、消防本部、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出、第2条 継続費の補正のうち、（仮称）第6次総合計画策定事業を議題といたします。

審査方法ですが、各款項目2節から4節の人件費等の補正予算につきましては、全ての課に関する予算措置でありますので、円滑な委員会審査のため、説明は市長政策室秘書政策課がまとめて行い、質疑があれば各担当課で答弁を行うこととして、一括で審査したいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長 今申し上げましたように、人件費について秘書政策課がまとめて行いますので、各款項目2節から4節の人件費等の補正予算につきましては

ということでございますので、ひとつ御理解していただきたいということで、ちょっと誤解があってははいけませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今お諮りしたような格好で進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。申し上げましたように、人件費の補正予算につきましては後ほど秘書政策課が説明して一括で審査してまいりますので、それ以外の部分につきましては歳入歳出一括で各課ごとに審査してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、議会事務局議事課について審査をします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○議事課長 171ページ、172ページの上段をお願ひいたします。1款1項1目議会費、補正予算額はマイナス613万9,000円で、所管課は議事課でございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、質疑もないようでございますので、次に市長政策室地域協働課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○地域協働課長 地域協働課の所管につきまして、議案書の該当箇所を説明いたします。

歳出でございます。

171ページ、172ページをお願ひします。議会費のすぐ下段の表で、2款1項1目地域協働費でございます。

そこから1枚はねていただきました173ページ、174ページの上段まで、174ページの説明欄で申し上げますと、地域情報センター管理運営事業の備品購入費まででございます。

以上で該当箇所の説明を終わります。補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

○伊藤委員 A E D関係なんですけど、これは全体に渡っているんですけど、

どこが最終的に答弁されるんですか。

○市長政策室長 総論は消防のほうで、細かい例えば情報センターのAEDをどこに設置するとか、細かい話は所管で受けまされども、総体的な方向性ですとか方針につきましては消防のほうでお願いいたします。

○委員長 じゃあ、質疑もないようでございますので、次に秘書政策課について審査いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしくをお願いいたします。

○秘書政策課長 それでは、平成27年度江南市一般会計補正予算（第3号）の総務委員会所管の人件費及び秘書政策課の所管につきまして説明させていただきます。

議案書の161ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名は（仮称）第6次総合計画策定事業でございます。

続きまして、歳出でございます。

初めに、総務委員会所管の人件費でございます。

少しはねていただきまして171ページ、172ページをお願いいたします。上段の1款1項1目議会費から177ページ、178ページの上段、2款総務費、1項総務管理費、5目防災安全費の人件費等と各所管事業の共済費。

1つ飛びまして、7目会計管理費から179ページ、180ページの下段、2款2項徴税費、2目収納費の人件費等と各所管事業の共済費。

また、はねていただきまして181ページ、182ページの下段、2款6項1目監査委員費の人件費等と監査・審査・検査事業の共済費。

また恐れ入ります、少しはねていただきまして195ページ、196ページの中段、3款民生費、4項災害救助費、3目被災地支援費の人件費等。

またはねていただきまして209ページ、210ページの上段、9款1項消防費、1目総務予防費と、その下の2目消防署費の人件費等でございます。

また少しはねていただきまして217ページから225ページ、こちらにおきましては人件費補正に関する給与費明細書でございます。

続きまして、別冊の平成27年度12月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の10ページをお願いいたします。人件費補正に關します支出科目ごとの給与費明細書でございます。

はねていただきまして、11ページと12ページは職員手当等の内訳、はねていただきまして、13ページは共済費の内訳でございます。

次に、秘書政策課の所管でございます。

恐れ入ります、いま一度議案書にお戻りいただきまして、議案書の173ページ、174ページの中段をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費の（仮称）第6次総合計画策定事業は、本年6月市議会定例会にて補正予算計上しました（仮称）第6次総合計画策定支援業務委託料につきまして、業者との契約締結により、平成27年度分の差額3万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

- 委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。
- 幅委員　174ページの第6次総合計画策定事業なんですけれども、直接的にかかわるかどうかちょっとわかりませんが、これは第5次、現行のものと業者さんというのは一緒なのか違うのかということをまずお尋ねしたい。
- 秘書政策課長　現行の戦略計画につきましてはパシフィックコンサルタンツでございましたが、今回は八千代エンジニアリング株式会社でございますので、別の業者でございます。
- 幅委員　そうすると、現行のものを評価して次につなげるというようなときに、策定をしたときとか、その後継続的にデータをとっているのかどうかちょっとわかりませんが、そういった業者さんが集められたデータの帰属は市なんですか、業者さんなんですか。
- 秘書政策課長　現行の戦略計画の進捗管理につきましては、事務事業評価等を含めまして各所管のほうでやっております、改定におきましても各所管との話の中でやっております、コンサル業者に特に、アドバイスをいただく程度で、何か大きな作業をやっていただくとか、そういったことはやっておりますので問題ないかと思っております。
- 幅委員　業者さんをかえられたということで、業者さんのお名前を聞くと

地方創生と同じ業者さんなんですね、そういう絡みもあってかえられたのか。よければ、かえられた主な理由などを教えていただければ。

○秘書政策課長　今回の選定につきましてはプロポーザル方式をとらせていただきまして、5つの業者さんに打診しました。当然、現行計画でありますパシフィックさんのほうも含めての5社でございますが、実際、パシフィックさんは辞退されまして今回は手を挙げられませんでしたので、ほかにも辞退がございましたので、実質は2社がプロポーザルに参加していただきまして、その中で八千代エンジニアリングさんの得点のほうが高かったということで、こちらのほうにお願いする経緯になりました。

○幅委員　現行の業者さんが辞退されたということですがけれども、どんな理由かわかりますか。

○委員長　暫時休憩します。

午前11時12分　休　憩

午前11時14分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

ほかにこの議題につきまして含めて質疑ございませんでしょうか。

○伊藤委員　人件費ということで、各課を見渡してみますと、会計管理費の時間外手当とか、あと収納費の時間外手当、あと消防費の時間外手当が50万円から100万円弱と膨らんでいるんですけれども、その辺の内容というか、マイナンバー関係に関連しているのか、その辺のところはちょっとわからないもんですから、ちょっとその辺の時間外手当が膨らんだ理由を教えてください。

○会計管理者兼会計課長　会計課ですけれども、平成27年度は当初、年間で660時間の時間外勤務を見込んでおりましたが、上半期で約2カ月間、病気休暇を取得した職員がおりまして、ちょうど決算書作成時期という繁忙期ということもありまして、上半期で560時間の時間外となりました。これは前年の上半期と比較いたしますと90時間の増となっております。それに加えて、今後、マイナンバー制度の関係が会計課のほうでもございまして、財務会計システムの入力する業務がありますので、下半期分として190時間の補正予算をお願いしたものでございます。

- 収納課長 収納課の時間外が増加した理由といたしましては、滞納整理の一環として納付催告等を時間外に一斉に行ったこともありますし、差し押さえ件数も増加いたしまして事務作業がふえたことによるものです。以上です。
- 消防署長 消防署費の時間外手当97万2,000円の補正をお願いいたしましたのは、平成28年4月から正式運用いたします尾張中北消防指令センターの研修が12月2日から始まっております。指令隊員向け、そして全職員向け、そうした研修によりまして増加したものでございます。
- 委員長 今ここで人件費関係の案件が出ましたので、恐縮ではございますが、もしそれに関連することがあれば、この場においてしていただければよろしいかと思っておりますので、お願いしたいと思います。
- 森委員 退職手当の関係ですけど、議案説明の折に、当初で定年退職予定が16名の自己都合4名で20名を予定していたけれども、補正予算で勸奨が3人の自己都合が3人、これは予備も含めてですね、こういうことでしたけど、1つは、自己都合でやめられた方の理由ですね、どんな事情があつてやめたかということについてはわかりますか。
- 秘書政策課長 自己都合の理由でございますが、家庭の事情とか、あと結婚とか、そういった事由で退職をされるということで聞いております。
- 森委員 結婚というのはそれなりにわかるんですけど、例えば介護とかいうことでは特にはない、その理由の中にはない。
- 委員長 暫時休憩します。

午前11時19分 休 憩

午前11時20分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き質疑を続行します。
- 森委員 介護などについてはよくわからないということですので、わかりました。

ちょっとわからないのは、勸奨というのは当初では予測はしないのか。

- 秘書政策課長 当初予算で見込むのは、定年退職の数と、あと自己都合等も含めて予備といたしまして3人ということでやっておりますので、勸奨は出てからですね。予備の3人を超えるような話になってきますので、そういった場合にこういった補正をお願いすることになっております。



○森委員 全部で26人ということになるんですかね。新規採用の状況は今どうなっていますか。

○秘書政策課長 新規採用につきましては、こういった退職補充はもちろんのことでございますが、先ほども少し言いました欠員の部分も補充することと、あと新たな部署等で事業の拡大等が見込まれますので、そういったところに向けて増員を図るということで採用をやっております。

今年度につきましては、通常の採用のほうは1度終わっておるんですが、なかなか必要な人数に満たなかったということで、ちょうど12月号広報に追加募集ということで今掲載させていただいております。事務職と保健職について、今、追加募集をやっているところでございますので、その辺の応募した方の成績等も踏まえながら、採用計画のほうに反映させていきたいというふうに考えております。

○森委員 それも含めて予定としては何人をそれぞれ職種ごとに補充、増員予定というのは何人になるのか。

○市長政策室長 当初予算の関係になってまいるものですから、具体的な人数等については差し控えをさせていただきたいんですけれども。

○森委員 何でそんな答弁をするのかわからないんですけど、要するに26人は間違いなくやめると。それから今言われた、欠員が何人出ているといたらそれは全部補充し、さらにあと何人が今の新しい事業の展開の中で必要になってくるということですね。地方創生とか、さっきの産業立地だとか、予定はあるでしょう。それをきちんと出してもらわないといかん。

○秘書政策課長 退職の実際の人数は、今、26人を予算で組んでおるんですが、これは予備の3人もおりました、あと1名が前市長でございますので、実際に今年度やめる予定でおるのが22名ということでございます。これに対しまして、欠員となっておりますところで2名考えておりました、あと増員については、先ほども少し言いましたけど、商工観光とか地方創生推進課というところもございますし、あと健康福祉部のほうも随分事業がふえておりますので、そういったところも増員を考えておるところでございます、これ以上の数字となりますと、来年度の当初予算の事業計画がはっきりした段階で、それに見合った事業数に応じた職員を配置するということになってお

りますので、事業の確定がしていない段階で先に人数だけを固定することもなかなか難しいところもございまして、ですから、例えば今後また新たな大きな事業がもし追加されるようなことがあれば、それに伴ってさらに採用人数をふやす必要もございまして、そのあたりはそこまでの明確なお答えはできませんので、現状わかっているのは、来年拡大していく商工観光とか地方創生推進には増員の方向で今考えているというところでお願ひします。

○森委員 新規採用をやるわけだから、新規採用を今何人やって、採用の計画どおりに何人採用したと、だけど今言われるように足りないの何人補充すると、ここまでは言えるんじゃないですか。何でそんな渋るのか。

○市長政策室長 渋るということではなくて、今お尋ねされたのは来年度の事業計画の話でございまして、ここでお答えするような趣旨ではないかというふうに個人的に判断するわけでございますけども。

○森委員 ここで何人採用予定ですということを答えるのはそんなに難しい話なのか。

○秘書政策課長 ちょっと後ほどお答えできる範囲でお答えさせていただきますので、済みません。

○森委員 それともう1点、説明の中で育児休業によっていろいろ減額になってきていますというのがあったわけですけど、実際には何人の人が育児休業をこの間取得して、もう1点は、この人たちの育休の期間はどのくらいなのかわかりますか。

○秘書政策課長 人数におきましては、今年度、全期間育休の者もございまして、途中からとか、あと復帰した者もおりますので、期間についてはさまざまでございますが、人数については事務職で8人、保育職で17人、保健職で1人ということで、合わせて26人でございます。

○森委員 一般的に認められているのは3年ですけど、大体どのくらいの期間をとられるのか。

○秘書政策課長 ほとんどの職員が3歳までを出しておりますが、例えば育児休暇中にまた次のお子さんを妊娠される方がありますので、そういった方は継続して長くなっていくわけでございますが、ほとんどの職員が3年とか、例えば数日とか数カ月のことであると、例えば保育士なんかですと担任の関

係もございますので、本来なら4月までとれるところを3月いっぱいまで復職するとか、そういった例もございます。

○森委員　もう1点、男性はこの中に含まれていますか。

○秘書政策課長　男性は事務職で1人ございます。

○委員長　ほかに人件費関係につきまして御質疑あれば、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○秘書政策課長　今年度の採用についてでございますが、実際に行った試験のほうと今回出した募集要項の人数でお答えさせていただきます。

既に行いました通常の採用のほうでは、事務職、これは土木とかも含めまして10名を合格させております。消防職のほうは5名、保育職のほうは7名ということで、現在22名に合格を出しているところでございます。

現在の追加採用でございますが、事務職、土木も含めまして3人の募集をしておるところでございます。あわせて保健職を現在2名募集して、ここで5名を募集しております。ですから、募集要項どおりの採用でございますと5名ですので、既に合格を出した22名と足しますと27名ということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長　あとよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　秘書政策課につきましては総務部も含めて質疑もないようでございますので、これにて終わりたいと思います。

次に、総務部行政経営課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○行政経営課長　平成27年度江南市一般会計補正予算（第3号）の行政経営課の所管につきまして説明をさせていただきます。

議案書の165ページ、166ページをお願いします。上段、9款1項1目1節地方交付税で、普通交付税でございます。

はねていただきまして167ページ、168ページをお願いします。下段の15款1項2目1節利子及び配当金、3目1節基金運用収入でございます。

続きまして、歳出でございます。

175ページ、176ページをお願いします。上段の2款総務費、1項総務

管理費、3目行政経営費、補正予算額は238万8,000円で、江南市財政調整基金の積立金でございます。

続きまして、別冊の平成27年度12月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の4ページ、5ページをお願いいたします。一般財源調べでございますが、上段は、9款、普通交付税でございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしく申し上げます。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

○幅委員　財政調整基金管理事業についてお尋ねをしたいんですけども、基金利子ですね、補正前後で大きな金額の差があるんですけど、この理由と、その欄の下段の金額と1,000円ずつ微妙にずれているんですけど、この1,000円というのはどういうものなのかということ、とりあえずそれを。

○行政経営課長　まず積立基金利子でございますけれども、今回、基金運用収入を得た証券の利息の売却日を5月29日にしておりまして、それに対する利息の当初予算からの不足分でございます。今回、基金運用しました国庫短期証券でございますけど、その運用収入が今回の売却ですと510万円の利益が発生するというので、今回、売却した経緯がございます。

また、1,000円の端数につきましては、入と出で端数が変わってまいりますので、その関係で1,000円の端数が出るというものでございます。

○幅委員　基金を運用するに際して、全体でどのぐらいのファンドがあるのかということと、そのうち運用する基金の運用規定のようなものがあるのかどうかということと、実際にこの運用はどのような形で、外部委託をされているのか、職員さんがやられているのかということをお尋ねしたいと思います。

○行政経営課長　まず、規定につきましてはございません。運用につきましては、会計管理者が実際にその条件を見ながら運用していきまして、実際に行政経営課のほうでそういった運用をやっておるということではございませんので、御了解をお願いしたいと思います。

○幅委員　実際の基金というのは今幾らぐらいあるんですか。

○行政経営課長　前回の9月の総務委員会でも森委員さんから御質問ござい

ましてお答えさせていただいておりますけれども、平成26年度ベースで20億7,000万円ほどございまして、今回9月補正のときに繰入金のほうを戻しておりますので、そのときに約25億円が今現在あるということでお話ししております。

○森委員　　今の財政調整基金の運用ですけど、実際にはどのくらいを運用に回しているのかということですね、金額的に。

○委員長　　暫時休憩します。

午前11時39分　　休　憩

午前11時41分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き質疑を続行します。

答弁を求めます。

○行政経営課長　　平成26年の財政調整基金につきましては、先ほど御説明しましたように20億7,000万円ほどございまして、そこでやっております債権のほうは、5億3,700万円ほどの債権のほうで基金運用をしております。

○森委員　　今、現瞬間ではどうですか、平成27年は。やっぱり5億円ぐらいを大体回しているという。

○行政経営課長　　今現在もほぼ同じでございまして、商品によって期間がちょっと変わってきますので、今現在であれば先ほどお話しした数字でございまして。

○森委員　　もう1点、せっかくそれだけ運用収入を得たのに、一方で、これは普通預金のほうだと思んですけど、マイナスで利子が271万円も減ってきていると。こんなに変動はありましたか。

○行政経営課長　　この基金利子の積立金のマイナスにつきましては、今回売却しました商品の基金利子でございまして。

○森委員　　本来は積み立てておいて利子がかかるはずが、減ってしまったのということですね。わかりました。

○委員長　　それでは、行政経営課につきましては質疑も尽きたような気がしますので、次に総務課について審査をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 総務課の所管につきまして御説明させていただきます。

議案書の175ページ、176ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段、庁舎維持管理事業で、2款1項4目本庁舎南フェンス設置工事費242万円の増額をお願いするものでございます。本庁西庁舎南側、具体的に福祉課、高齢者生きがい課の南側になりますが、外構に植えてあります樹木が大変状態が悪く、外部からの目隠しとしての防犯機能が悪くなったこと、また現状のままでは市役所の景観を損ねることから、樹木を伐採し、老朽化している既設看板の撤去を行い、防犯対策としてフェンスを設置することに伴う増額の補正でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

○稲山委員 フェンス設置工事費なんですけれど、まず今の御説明で、今の樹木を取ってフェンスにかえるといったお話の中で、防犯上というか、防犯上というのは中に入れないようにするのちょっとわからないんですけど、通常、役所の中というのは、建物の中は別として、外部からの出入りというのは全てオープンになっていると思うんですけど、それともう1点、樹木が大きくなってかなんかわかりませんが、外からという話もある中で、フェンスなんかはよく見えるといったことも一定あるんですけど、ほかの課で生け垣の補助金まで出しておるのに、何でそんなものをなくすのか、フェンスにかえるのか。それはちょっと市の方向性としてはおかしいといった感じもするわけでありまして、あと、附属的にフェンスだけかえるのか、ほかに附帯する工事があるのか。この242万円の中の31.5メートル、メートル単価はフェンスによっていろいろありますのでどうのこうの言うことはありませんけれど、ほかに附帯する工事があるのかないのか。ちょっとその辺だけ、簡単で結構ですので、お聞きしたいと思います。

○総務課長 まず初めの御質問ですが、防犯機能というところにおきましては、人が出入りするとかそういう防犯ではなしに、木を伐採しますと中の福祉課、高齢者のほうが丸々見えてしまいますので、目隠しとしての防犯ということで考えております。今回、フェンスの高さを1,200ミリメートルのフ

フェンスを考えておりました、今、実際、ATMの前の擁壁みたいなものがあるんですが、そちらの擁壁が約600ミリメートルぐらいの高さがありまして、その上にフェンスを設置しますので、おおむね2メートルぐらいは歩道側から高くなりますので、そのフェンスを設置することによりまして目隠しとしての防犯として考えております。

2つ目の市の方向性ということを御質問されておみえになりますが、市のほうとしましては、市の樹木のほうの補助金も出しておるということもあるんですが、今回につきましては、昨年、防災センターのほうで建築完了しまして、防災センターのほうと同じようなフェンスを設置して景観上合わせていきたいなと思っております。

最後の御質問の附帯工事につきましては、今回の工事はフェンスを31メートルほど設置しまして、あと木のほうを、現在ある木、ヒマラヤスギ、ハナミズキ、クロガネモチを残しております。それ以外の木については一応伐採を考えております。

○稲山委員　内容はわかりましたけれど、先ほど言ったように補助金も出ておりますので、そういった生け垣ということは考えなかったのかということと、外からオープンで見えるということが防犯上というのと、今はほとんどが外から見えるような形、高塀をやらないといった民家なんかも多くなっておる中で、外から役所の中が見えないなんていうことは、秘密の場所じゃあるまいし、ちょっとおかしい感じもするし、そんな中で、駐車場から1階部分なんですけれど、ガラスというのは透明ガラス、今の南側の駐車場は全て透明ガラスだったような気がしますけれど、そうすると同じような考え方を持つと全てをすりガラスにするだとか、そういったこともする予定が今後出てこないか、ちぐはぐとか、言いわけにしか聞こえないのやけど、これからその辺の方向性、外から見えなく防犯上するというのなら、全て1階部分をそういった形にするだとかいった方向性があるのか。それと先ほど、時間もないですので、生け垣にするといった考え方はなかったのか、その2点を最後に聞いて質問をやめます。

○森委員　今ちょっと見たら、フェンスってかなりの目の細かいフェンスがあって、その前に道路脇にそれこそ生け垣、低木があるんですけど、そうい

う形にするという、その木はみんな伐採しちゃって、あと残っているクロガネモチとかハナミズキがあるわね、きれいなハナミズキ、それだけを残すのか。それはやっぱりあかんのじゃないですか。

○総務部長　いろいろ御指摘ありがとうございます。実はあそこを変えるに至った経緯を申し上げますと、私どもは生け垣はもちろん推奨しておりますので、むしろ今回は逆の対応だったと思っておりますが、この逆になったのは、まず今の生け垣が非常に、手入れの問題もあったんでしょけれども、大きくなり過ぎて、剪定をすると生け垣としての機能がちょっと薄れて非常に老木になっていたという点、それがまずありましたので、じゃあそれを稲山委員おっしゃるように植えかえようかフェンスにしようかと考えて、大優先は生け垣でした。

ところが、市役所というのは一般的にはオープンでございます。隠す必要はございませんが、南側の高齢者生きがい課と福祉課のところは余りにも道路から近過ぎて、事務室との間がですね、少し夜、残業時間等、それから書類が余りにもちょっとオープンになるという点が若干あそこはありました。ですから、こちらの西庁舎のほうとはちょっと状況が違うということと、同じ西庁舎でも、子育て支援課の西向きとはちょっと状況が異なったということで思案をした結果、フェンスというふうにしましたが、やっぱり緑化ということがあるので、フェンスにしたものの、中のいろんな木ですね、樹木は保存をし、もしくは古くなっているようなところはしっかり体裁のいい木にかえるような、このような対応を今回検討しまして対応しましたので、生け垣に本来すべきだったということに関しては少し私どもの考え方の違いもございましたけれども、今回はこういう対応で、生け垣等の緑化についてはもちろん市として推奨しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○森委員　ちょっと納得いかないんやね、やっぱり。本当に生け垣、そんなあれでなくてもいいので、小さいサツキのようなものでもいいので、ずうっと植えたほうがいいと思うよ。市民を遮断しているみたいな雰囲気がある、塀だと。それに、だってあれは高いじゃないですか、位置が。歩道、道路からその部分は。そんな直接のぞくという感じじゃないと思うんで、ちょっと見直してもらったほうがいいかと、委員会の皆さんの意見だと思います。



- 委員長 わかりました。また後ほど、ほかにも総務課に関する質疑もあるかもしれませんが、一旦、質疑の途中ではございますが、暫時休憩したいと思います。再開は1時5分を予定しておりますが、よろしいですか。そういうことで暫時休憩いたします。

午前11時55分 休 憩

午後1時03分 開 議

- 委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

それでは、休憩前に質問のございました、森委員さんのほうからもう一度、申しわけございませんが、御当局のほうに質問していただければと思っておりますので。

- 森委員 本庁舎南フェンスの設置工事費ですけど、休憩中に現場も見てきました。それで、今の木が植わっているところと実際にいつもやっている建物との間にはかなりの距離があるので、防災センターのところはフェンスがあつてすぐに自転車置き場ということだし、外れですから、あれはあれでいいと思うんですけど、こちらについては市民との関係もあるし、緑化という問題もあるので、今見てきた限りでは、ツバキじゃなくてサザンカと言われたけども、あれをずうっと延ばす、木をね。延ばして、もしどうしてもATMや何かの関係でフェンスが必要だとすれば、フェンスを中に、今のでいくと1.2メートルぐらいのあれだそうですけど、もうちょっと低くして、フェンスを中に入れて、外の歩道との関係では木が植わっていると、ずうっと植栽があるという状況にしたほうがいいと思うんです。ほかの委員の皆さんもさっきからの話ではフェンスはあかんということなので、ぜひそういうふう

- に計画を見直していただきたいと思ひます。
- 総務課長 午前中からの質疑の中で委員の皆様の見解もいろいろございましたので、この意見のほうも吟味いたしまして、設計についても一度検討してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

- 委員長 そうしましたら、この件につきましての質問はこれで終結いたします。それ以外に総務課について御質疑ございましたら。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、次に税務課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長 それでは、税務課の所管につきまして説明させていただきますので、議案書の179ページ、180ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段にあります2款2項1目税務費、右側説明欄、軽自動車税システム改修等事業で358万円の減額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

○森委員 これは軽自動車税のシステム改修等事業ということですから、ちょっとその事業内容も御説明いただきたいんですけど、予算でいくと194万円が58万4,000円ということで大きく下がりましたし、もう1つの検査情報提供システム負担金というのはゼロ円、不用となったということです。ちょっとその理由を御説明いただきたいと思います。

○税務課長 まずシステム改修委託料につきましてですが、平成28年度から軽自動車税の税率が変更になるということで、車両の情報が必要になりましたので、電算システムを改修するために予算計上しておりましたが、大きな改修ではなく、小規模な修正で対応できるということで136万円の減額ということになりました。これは契約が終わっておりまして、58万4,000円ということで契約をしてあります。

それから検査情報システムの負担金のほうでございますが、これは地方公共団体情報システム機構から、今の税率が変わるということで、車両の情報の提供を受けるための負担金といたしまして、開発に係る費用や運営経費などを当初予算で予定しておりましたけども、機構の積立金や振興事業助成金でこのお金のほうが賄えるということになりましたので、今年度予定しておりましたが、市区町村の負担金が不用になったということで全額ゼロ円ということになりました。

○森委員 地方公共団体の正式な名称をお願いします。

○税務課長 地方公共団体情報システム機構、J-LISと言われているものです。

○委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 じゃあ、質疑もないようでございますので、税務課についてはこれで終わります、次に監査委員事務局について審査をいたします。

それでは、当局からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局の所管につきまして御説明申し上げます。

歳出でございますが、議案書の181ページ、182ページの下段をお願いいたします。

2款6項1目監査委員費、補正予算額はマイナス10万4,000円でございます。内容につきましては、182ページの説明欄をお願いいたします。中段、監査・審査・検査事業、監査事業のうち1節報酬、議会選出監査委員のマイナス1万9,000円でございます。

なお、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、監査委員事務局についてもこれにて終わりたいと思います。

次に、消防本部消防署について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○東分署長 それでは、消防署の所管につきまして御説明させていただきます。

歳出でございます。

議案書209、210ページをお願いいたします。

209ページ中段、9款1項2目消防署費でございます。210ページ下段、救急事業、救急資機材整備・保全事業でございます。

なお、別冊、補正予算説明資料8ページをお願いいたします。AED設置事業

の概要を掲げておりますので、あわせて御参照いただきたいと思います。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長　それでは、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○伊藤委員　ちょっと質疑といいますか、お聞きしたいことが四、五点ございまして、順番にちょっと聞いていきたいと思えます。

まずAEDといいますと、当然、メーカーが何社があると思うんですけど、私のおきにはレールダルと日本光電しかなかったんですけども、今現在は何社ありますか。

○東分署長　現在、AEDにつきましては今のフィリップス社と日本光電、フィジオコントロール、オムロン、CUメディカル、ゾールメディカル、ナムテックという会社がございまして、7社でございまして。

○伊藤委員　その中で、現在、江南市、消防もそうなんですけども、ほかの課もそうだと思うんですけども、現在どこのメーカーを入れてみえますか。

○東分署長　市内では、フィリップス社、これは消防署ですけども、あと日本光電、小・中学校、市役所。フィジオコントロール、ライフパックなんですけど、市役所、すいとびあ等に入っております。3社でございまして。

○伊藤委員　メーカーはわかったんですけども、今回、買い取りで購入ということなんですけども、私は9月の一般質問でリース契約の有効性をちょっと説明していただきまして、近隣の情報を新聞とかなんかで見ますと、ほとんどがリース契約という形になっております。当然、リース契約のメリット・デメリットがあると思うんですけども、その辺のところは多分検証されて買い取りという形にされたとは思いますが、そのあたりの経緯をちょっとお知らせください。

○東分署長　委員言われるように、買い取りもリースも長所がございまして。今回、市の方針としまして、財政面で経費が一番安価な買い取りといたしましたので、よろしく申し上げます。

なお、保守管理につきまして、今回は公共施設への設置であることから、各施設の職員が管理ができる状況であるため、総合的に判断し、買い取りにしたものでございまして。よろしく申し上げます。

○伊藤委員　よくわかりましたけれども、ちょっとここでお聞きしたいので

すけども、当然、リース契約ですと全て保守とか、バッテリーとかパットとか、全てリースに入っていると思うんですけども、今回は買い取りということで、この辺のところの有効期限が多分あると思うんですけども、その辺のところをちょっと教えていただけませんか。

○東分署長　有効期限ですが、バッテリーにあっては4年のものと2年のものがあるということです。パットについては約2年が有効期限となっております。

○伊藤委員　買い取ったときには当然バッテリーとパットに気をつけなくてはならないということによくわかったんですけども、本体の有効期限とかメーカー保証とか耐用年数とか、その辺のところはどうなっていますか。

○東分署長　本体につきましては、保証期間として5年間、これは正常な使用状態で故障した場合、無償で修理を行うということになる期間でございます。耐用期間というのが6年になります。これは機器の主要部分を交換せずに、保守・修理を行いながら機器が劣化し、安全使用に耐えられなくなるまでの期間を6年と定めております。

○伊藤委員　そうすると、耐用期間が6年、メーカー保証が5年ということで、例えばリースにした場合だと、これは何年リースになったんですか。

○東分署長　リースですと、リース会社には5年契約しかないということで、先ほどお話ししたとおり保証期間は5年ということで、リース会社のほうには5年ということになっております。

○伊藤委員　そうしますと1年間、例えば使われるのが多分耐用年数6年ですよね。

○東分署長　はい、そのとおりでございます。耐用期間は6年ですので、6年間使うと思っています。

○伊藤委員　そうすると、リースのメリットというと、当然5年間はメーカー保証で、そのまままた5年という形を継続ということになるんですけども、買い取りですと、当然5年のメーカー保証で、6年使うと1年のリスクが生じてきますよね。この1年のリスクというのはどういうふうに対応されるんですか。

○東分署長　1年のことにつきましては、先ほどもお話ししましたが、保守

管理につきまして、公共施設への設置ということで、各施設の職員が毎月管理をしてもらうということで、機器に赤とかグリーンランプがついておりました、それを確認してもらえれば、壊れた場合は赤のランプがつきますので、そこはメーカーに問い合わせして修理、有償修理になりますが、それで使用していくということになります。

○伊藤委員　確かに人間の目でミスをなくすという形だと思うんですけども、5年間はメーカー側が実際遠隔で機器のふぐあいなんかを見ていただけると。GPS機能というのがついて見ていただけるということなんですけども、この1年間というのは人間の目で確認しないといけない。そのデメリットがあるために、多分、よその自治体というのは1年間が非常に怖いんですね。その怖さを払拭するためにリース契約にしていると私は思うんですね。ただ安価だけで短絡的に物事を考えて買ったというんじゃなくて、ほかの市町というのはその1年間が怖いからリース契約にしているという部分も私はあると思うんですけども、その辺のところもこの間の一般質問で言ったと思うんですけども、その辺のところは何か今回は短絡的に、たまたまかよくわからんですけども、補正を安価かしらないですけど組んでしまったということで、非常に市としての方針が余りにも長期的な展望に立ってないかなと思うんですけども、その辺のところともう1つ、今回、機器をたくさん各課で買っているんですけども、これは契約はどうされるんですか。

○東分署長　契約につきましては、各課で補正予算が上がっていますが、消防署がまとめて一括入札する予定でございます。

○伊藤委員　そうしますと、一括入札して、次にバッテリーとかパットも有効期限が、バッテリーは4年と2年がありましたよね、パットが2年ということで、その辺の更新も今回と同じような形で、各課が予算を組んで、契約なのか、見積もり徴収とか、入札になるかもわかりませんが、バッテリーはちょっと効果なものですから入札になるかもわかりませんが、その辺のところも消防側が一括して入札される、見積もり徴収されるということですか。

○東分署長　委員が言われるとおり、予算につきましては今回と同じように、各課で計画してもらいまして消防署で一括購入、買い取りをする予定でございます。

います。見積もりも、はい。

○伊藤委員　最後に、買い取りということでした方がない部分があるんですけども、やはり私がちょっと懸念されるのは、6年使われるということなものですから1年間のリスクが伴ってきます。本当は6年使ってかえるのが一番それは確かに安価だと思うんですけども、1年のリスクを考えますと、リースは5年なものですから、買い取りで5年使って1年残して再度また買い取りにするということも検討したほうが私はいいと思うんですけども、その辺のところは今後の財政さんとのやりとりだと思うんですけども、私の中では、他市町の状況がある程度調べたというんですか、お聞きした中では、ほとんどリース。江南市だけが買い取りという形になってきておると思うものですから、その辺のところのこの1年間のリスクが非常に怖いんですよ、私は。人間の見る目でミスをしてしまうと。何かのときにはふぐあいが1年間は江南市の責任になってしまうということになりますので、その辺のところが非常に怖いものですから、5年で再度また更新という形を考慮いただくとそのリスクが払拭されますので、そのところを一度御検討いただきたいと、私の要望として言っておきます。答えはいいです。よろしく願います。

○森委員　説明資料の8ページで、いわゆる更新というのと新規というのがあります。更新というのは、今説明があったように、前の設置が5年ぐらいたったところが全部今度は更新ということになって、金額的には買いかえという形になると全部同じ値段であるかと思うんですけど、どのくらいたっているものがこの更新ということになっているんでしょうか。

○東分署長　更新につきましては6年経過したものとなっております。

○森委員　これから設置した年数によって毎年こうやって出てくるということですよ。

それともう1つ、消耗品になるんですか、そのバッテリーだとかパットというのは。この6年のあれで2年か3年でかえていくというのは、予算的には消耗品かなんかで出てくるのか。

○東分署長　パットにありましては消耗品になると思います。バッテリーにあつては金額的にかさみますので備品ということになります。

○森委員　　ちょっと今までそういうバッテリーの予算なんて出てきたかなというふうな思いがあるんですけど、わかりました。

あと問題は、本会議でも問題になったんですけど、交番への設置ですよ。これが私たちの感覚からすると考えられない。交番というのはそういう緊急事態に対応できるようにしていかなきゃいけないわけで、当然、A E Dなんていうのは設置されていなければならないものなんです。本会議での答弁を聞いていると、聞いたけど、ないからつくと。強く要望したのかということに対して余り要望もされてないようなんですけど、その辺はどうなんですか。

○東分署長　　今委員の言われるとおり、交番は県費によるものが望まれるところではありますが、問い合わせはしました。交番は愛知県には385カ所の施設がありまして、主に答弁にありました幹部交番、幹部交番である16施設しか設置していないという状況の中で、江南警察のほうへ問い合わせはしました。市内の交番へのA E D設置状況の方向性をちょっとお聞きしましたところ、残念ながらそうした方向性はないということをお聞きしましたので、今回、交番のA E Dは、管轄する地域の人々や、駅だとその駅を利用する、その駅前を利用する方を対象として考えたものでございます。

○森委員　　聞いたただけなもので、本来、交番にないというのが問題なわけで、やっぱり県に対してきちんと要望すべきなんじゃないですか、愛知県に対して。

○消防長　　委員おっしゃられるように、愛知県のほうには一応、そういう書面ではとりわけ要望しておりませんが、一応お聞きしたつもりでございます。愛知県は今16カ所しかございませんので、愛知県全体の方針になってくると思いますので、警察のほうへそういった面では要望していきたいと思います。

○森委員　　いろんな機会があると思うんで、ぜひ県会議員を通じて一般質問に県議会で取り上げていただいて、全部の交番にきちんと県の予算でA E Dがつくと。そうなればこの5つは要らなくなるわけですので、そういう方向でぜひやっていただきたいと思います。

○稲山委員　　いろいろ御意見も出た中で、A E D設置事業、議員になってから幾度となく一般質問させていただきまして、保育園全て、公共施設にない



ということで、とにかく公共施設には必ず必要だということでいろいろやってきましたけれど、ようようとうこうやって公共施設に設置をしていただいたということで、本当にありがたいと思っております。

また、今、森さんが言われましたけど、交番につきましても先回一般質問させていただきまして、警察の中でAEDがないということがやっぱり不自然だということで、住民が何かあって飛び込むのは交番であるという中で、早急に設置してほしいという要望も出させていただいた中で、今回、設置ということになりましたけれど、今、森さんも言われましたけれど、県がということですけど、やはり住民は県がつけようが市がつけようが関係ない話なんです。そこにいかに早くつけていただけるかというのが住民の御意見だと思います。

ですから、県の予算、市の予算、いろいろ考え方はありますけれど、とにかくその場所につけると。つけていただいて、江南市の住民が何かのときにすぐに対応できる体制をとっていただくのがまず第一でありますので、それから更新時期とかいろいろ出てくると思いますが、そういったところにあわせて県に要望していただきたいと思いますと思っております。

そんな中で、AEDの設置事業で公共施設にこのようにつけていただきましたので、ある程度江南市内の至るところと言ったらおかしいですけど、AEDが設置されることと思えますけれど、一度ちょっと精査をしていただいて、実は私が住む地域というのは公共施設がほとんどない地域であります。先回も一般質問で言わせていただきましたけれど、やはり犬山市が今回、コンビニということもやられております。全てのコンビニにつけるとというのは賛否両論あると思えますけれど、そういった中で、市内の各地にいろいろなコンビニもありますけれど、ある程度学区内でバランスのとれた設置状況を目指していただくという意味におきまして、そういった公共施設のない場所においては、先回の一般質問でも、コンビニも遠方というか、そうしたところに関しては考えていくというような答弁をもらっておりますので、その辺を次の第2弾としてやっていただければありがたいかなと思っておりますので、その点、設置事業がこれで終わったということじゃなくて、今後も引き続きよろしくお願ひしたいと思います。以上です。答弁は結構です。

- 委員長　　今、稲山委員からあったことをしっかりと要望として受けとめていただきたいと、このようにまた委員会としても思いますもんですから、お願いしたいと思います。
- 山委員　　おおむね市内各地の公共施設に設置していただくことになるわけですが、公共施設ということですので、当然、消防の方はこれを仕事としてやっておられるもので、どういうふうにするかというのは仕事上なれておられると思うんですけど、やはり公共施設に置いていくということだと、例えば警察なんかでもそうですけど、やはり基本的な使い方だとかは熟知されているもんだと思っちゃっているんですわね。ですから、そのあたりはどういうふうにしていくんですか。
- 東分署長　　今の警察の話ですが、警察の場合は毎年、年に1回ですけど、30人ぐらい、今月も12月15日に予定しておりますが、30人ぐらい応急手当ての講習を受ける予定としております。あと今の公共施設、つけたところも含めて、また各課と相談しながら応急手当て講習のほうを進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 山委員　　そうすると、各施設、日中の時間帯であれば誰か一人二人はさわられる人がいるという認識でよろしいですか。
- 東分署長　　そのとおりでございます。
- 伊藤委員　　1つ言い忘れたことがございました。小・中学校は外につけられて、運動される子供さんとか、夜間、体育館を開放している、市民の皆様が使えるようにということで屋外にボックスをつけて、その中にAEDを入れられるということなんですけども、ほかの施設は夜間と土・日というのは職員の方は見えませんので当然使えないという形になるんですけども、その辺のところを、この前の議案質疑の中の藤岡議員からの答弁では、AEDの使用状況の検証ですかねというようなちょっと答弁だったような気がしたんですけども、ほとんどAEDというのは使われることはないんですよ。本当に使われること自体が珍しいという形になるんですけども、1件使って一人の方でも助かればそれにこしたことはないもんですからそれはいいんですけども、そういうことを考えると、やはり中よりか外に徐々にこの辺のところをつけていただかなくては、コンビニはつけないということなもんですか

ら、コンビニのかわりということになりますと24時間対応という形になってきますので、そのところを、やはり財政の面もあると思うんですけども、毎年でもいいんですけども、徐々に屋外のほうに出して行っていただきたいと思っておりますけども、どう思われますか。

○東分署長 委員言われるとおり、小・中学校、交番の利用状況等を検証しまして屋外設置も検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員 利用状況というと、使われないこともあるということ、ほとんど使われないんですよね。利用状況じゃなくて、やはり計画的に、利用するしないは別にして、やはり徐々につけて行っていただきたいというふうに思っているものですから、利用状況というのは利用されなかったら外に出さないという形になりますので、それでは方向性としてはおかしいものですから、使われなくてもそこにあるという、安心感の神話というのをこの前豊橋の消防さんが新聞に出していたんですけども、設置していても使われない限りは意味がないということで、設置してそれだけで安心感を持ってしまうということがあるものですから、その辺のところも、公共機関に「ある」じゃなく、やはりそれが24時間使われるような状態になって「ある」と断言できると思うんですよね。今ですと実際1日のうちの3分の1しか使うことができませんので、それはまたコンビニよりももう少し条件が悪いわけですよね。そういうことになりますので、やはり同じような条件にしようと思うと、24時間対応にだんだんして行っていただきたいというような要望でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 では、そういう要望を十分配慮していただきまして、よろしくお願いいたします。

それでは、消防本部消防署についての質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時37分 休 憩

午後1時37分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第83号を採決します。本案を原案のとおり可決することに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

---

### 行政視察報告書について

○委員長 続きまして、行政視察報告書についてを議題といたします。

これは既に配付されていると思います。ちょっと今お持ちでない方もお見えになると思いますが、既に目を通していただいているということを前提にお話をさしあげますので、よろしく願いしたいと思います。

改めて、お手元のほうに行政視察の報告書を見ていただきたいと思います。

去る10月21日から23日までに、茨城県にある土浦市、栃木県にある鹿沼市、埼玉県にある坂戸市を行政視察していただいた報告書について、皆さんの御意見を委員会の所感として報告書に反映させたいと思います。これを見た限りにおいて何か御意見があればお聞きしたいと思いますが、もしなければ、このとおりに沿って御報告していきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○森委員 この視察、欠席をしてしまいまして大変皆さんに御迷惑をおかけいたしました。鹿沼市は、消防団のビジョンをつくってその視察だったということですけど、同時に、水害被害をかなり受けて決壊をして大変だったと思うんですけど、その辺のところは余りなかった、視察の中では余りそういう話はなかった。

○委員長 具体的なことについてはというより、消防団をいかにふやしていくかというようなほうを力点に置いた話でしたので、具体的な、今、水防みたいな話ですよね、そんな突っ込んだことはなかったです。総体的な消防団をいかにこれから充実させていくか、ふやしていくかということでの力点で

のお話が多かったというふうに思っております。

○委員長　じゃあ、もしほかに御意見がなければ、こういった方向で報告書のほうを提出してまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。今定例会においてこういった報告書を議場配付してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

本当にきょう、朝早くから委員の皆様には終始熱心に、現場まで視察していただきまして本当にありがとうございました。感謝申し上げます。また終了後、いろんな見解もあるかもしれませんが、また委員同士で協議し合えることは進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で総務委員会を閉会いたします。

午後 1 時43分　　閉　　会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

総務委員長